

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和7年3月12日（水）

開会 午前 9時00分

閉会 午前10時31分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男

針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 浅 野 貴 之

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 内 海 まさかず

小久保 かおる 松 本 喜 一 広 瀬 義 明

福 田 裕 司 中 島 克 訓 白 石 幹 男

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

主 査 小 林 康 訓 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 野	義 宏	
教 育 次 長	佐 藤	義 美	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 川	徳 和	
商 工 振 興 課 長	糸 井	孝 王	
農 業 振 興 課 長	丸 山		浩
農 林 整 備 課 長	大 塚	和	美
産 業 基 盤 整 備 課 長	上 岡		豊
教 育 総 務 課 長	渡 辺	智 恵	子
学 校 施 設 課 長	國 府	泰	浩
保 健 給 食 課 長	飯 島		彰
生 涯 学 習 課 長	小 林	博	己
文 化 課 長	横 倉	悟	史
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	高 久	完	治

令和7年第2回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和7年3月12日 午前9時開議 全員協議会室

- | | | |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第46号 | 栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第59号 | 財産の処分について |
| 日程第4 | 議案第15号 | 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）（所管関係部分） |
| 日程第5 | 議案第20号 | 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号） |

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第26号 栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 改めまして、おはようございます。本日は、日程1から5のうち、1から3及び日程の5、この4つが当課、産業基盤整備課の案件というふうになっておりますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

ただいまご上程いただきました議案第26号 栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定について、議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。議案書は29ページ、議案説明書（その1）のほうになりますが、議案説明書は7ページになります。

初めに、議案説明書（その1）から説明いたしますので、7ページをお開き願います。提案理由であります、栃木インター西産業団地事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例を制定することについて、議会の議決をいただきたいというようなものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の30ページをお開き願います。こちらのほうで、栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の内容についてご説明を申し上げます。第1条、設置についてであります。栃木インター西産業団地事業に要する経費の財源に充てるため、栃木市栃木インター西産業団地事業基

金を設置するものであります。

第2条、積立てについてであります。基金は、栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとするものであります。

第3条、管理についてであります。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管すること及び必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとするものであります。

第4条、運用益金の処理についてであります。基金の運用から生ずる収益は、栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものであります。

第5条は、繰替運用についてであります。市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用ができるものとするものであります。

第6条、処分についてであります。基金は、事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるというものであります。

第7条は、委任についてであります。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君）　ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君）　栃木インター西産業団地という基金ということは、これは栃木西インターチェンジ以外は運用はできないのですか。

○委員長（福富善明君）　上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡　豊君）　栃木西インター用というようなことになりますけれども、今後栃木インターの、今現在の西インターの道路を挟んだ反対側、今は北地区と呼んでおりますけれども、こちらのほうも名称はこの名称を継続したいというふうに考えておりまして、そこでも基金として使うというようなことを考えております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君）　大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この基金というのは、西と、今栃木北産業団地と言っていますね、その両方で使うということで、これから計画がある産業団地を増設するとか、藤岡とかいろいろなところには運用はされないということですね。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 委員のお見込みのとおりでございまして、これにつきましてはあくまでもこの事業で出た益金でありますので、この事業に使うというようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ちょっとしつこいようなのですが、この第6条の「基金は、事業に」という、事業というようなのですが、もし少し説明ができれば、どんなような事業があったらこの基金を使うのかお願いします。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） ここで言う事業といいますのは、栃木インター西産業団地に関する事業でございまして、全て造成から誘致に係る部分までの一体的な事業、これについて利用していくというようなものでございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほどの説明の栃木西インターというのは、今の事業が栃木西インターという言葉なのか。最初のスタートが、あそこに45町歩という大きなラインが引かれたかと思うのですが、その辺の開発のときには使えるのですか、使えないのですか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 少し回答が異なるかと思いますがけれども、今のこの栃木インター西産業団地は、この事業としてこの名称を名づけたというようなことになっておりますけれども、現在この反対側、栃木インターの北地区については、栃木西というより栃木インターとして一体的にこれは事業を進めるべきであるというようなことで私たちのほうは考えておりまして、栃木西だけではなく、栃木北もその一つの栃木インターとして、栃木インター産業団地としてこれから事業化していきたいというふうに考えております。

すなわち、名称的には栃木西インターというふうな名称は継続をすると思いますけれども、広く考えればインターの西側にある、今の西地区もこれから予定している北地区も、それぞれがインターの西側にあるというようなことから、栃木インター西というような特別会計あるいは事業名というふうな形では継続はしたいと思っておりますけれども、事業そのものは栃木インター周辺として一体的に考えている、そういうようなことでございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） この産業団地の事業に関しての基金の設立、制定ですか、というのはすばらしいことではないかなというふうに思うのですが、今までこういった栃木市内の例、基金を制定した例というのはあるのか。また、他市でもこういった例があるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） これにつきましては、栃木市では初めてのことでございます。県内にも他に例はなくて、全国的にも少ない例としてはあるというような状況です。これについては、通常出来上がった後に販売益が出るということなので、一般会計のほうに、もし益が出た場合は繰り入れるというふうな形になりますけれども、今回の場合はまだ事業が続いている中で益が出しまったと、売却益が出たということなので、これは基金に入れてそこから使おうというような形で基金化をしたというようなものでございます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そういった説明を受けまして、やはりこの基金の設立、制定というのは本当にすばらしいことではないかなというふうに思っています。今、課長のほうでちょっとお話あったのですが、一般会計のほうに繰り入れられるという最終的なこともあるということですので、本当に私は意義のある条例制定ではないかなというふうに思っております。

それと、ということはこの条例、基金というのは、あくまでも先ほどお話しした今の栃木インター西ですか、栃木インターという、含めてということになるのですけれども、それが終了するまでの基金という形にあくまでもなるということによろしいわけですね。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） お見込みのとおりでございます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 2月21日ですか、開催されました議員研究会のほうで、1億9,466万5,000円ですか、それは補正予算にも要求済みという形になりますけれども、今後の見通しというのは、どのようにお考えなのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 来年度、約1億2,000万円を、この特別会計のほうでは予算化をする予定でありますので、今回1億9,000万円の基金から使いたいというふうに考えております。そうしますと7,000万円が残るわけですが、それをその後のまた事業に充てていきたいというふうに考えております。

ですから、いずれ逆に言うと事業期間内に底をつく可能性もあるのですが、この事業期間の中で、また再び同様の分譲をしたときの売却益が出る可能性もありますので、基金のお財布としては、この事業があるうちは残して使っていきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 本当に当局に私はエールを送りたいと思います。さらにこういった事例が起きるように、栃木市の産業団地の造成等をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第46号 栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） ただいまご上程いただきました議案第46号 栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。議案書は102ページ、議案説明書（その1）は138ページです。

まず初めに、議案説明書（その1）から説明いたしますので、138ページのほうをお開き願います。まず、提案理由であります、事業所の定義並びに立地奨励金の対象区域、交付要件及び交付限度額を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業立地促進条例の一部を改正することについて、議会の議決をいただきたいというものです。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の103ページのほうをお開き願います。それでは、栃木市企業立地促進条例

の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。第2条の第2号、事業所の定義にデータセンターを加えることとございます。

別表関係につきましては、議案説明書（その1）の140ページをお開きください。立地奨励金の対象区域につきまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法の第6条に規定する同意基本計画において定められた重点促進区域を加えること。交付要件につきまして、特別高圧電力を受電する事業所にあつては、建築基準法の確認済証の交付を受けた日から5年以内に事業を開始することと加えること。交付金額等につきまして、3億円から10億円へ引き上げることでございます。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほどの説明の中で、電気の使用が5年以内という説明があったのですが、これは東電のほうからの申入れなのですか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） これは東電からではなくて、実際に電気を引くに当たっては大変時間がかかるというようなことでありますので、まずは電気を引いてからというような形を把握する必要があるというようなことから、このような条文を入れさせていただいたということとございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ご説明ありがとうございます。この事業所の定義を少し足している部分があると思うのですが、ここを足したことによって対象となる事業が増えるとか減るとか、そういったことはあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 今回、事業所の定義ということでもありますけれども、増やしたものは、あくまでもデータセンターを増やしたというようなことでございます。中には情報サービスというようなことで、関連するような名称のものもありますけれども、データセンターについては情報だけではなく通信サービス、そういったものも含まれているというようなことから、データセンターのほうを改めて加えさせていただいたというものでございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 10億円の根拠というのは、どのような積み上げで10億円になったのか教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） この10億円の根拠につきましては、幾つかの要因がございまして、まずはこのような大型データセンターにつきましては、いろいろとそれまでの情報も含めて税収のほうを試算していた結果、おおむね1棟最低でも10億円ぐらいが1年間には歳入としてあるのではないかなというようなことで、一つの基準として10億円と見込んだことというのがあります。

また、隣接する佐野市のほうでも同様の立地奨励金の制度を10億円に引き上げたというようなこともありまして、隣同士で金額のほうに差があるというようなことであれば隣に引っ張られてしまうというような危機感を持ちましたので、この辺りは佐野市を参考に上限を合わせていただいたというようなものがございます。

また、この10億円というのは本当にざっくりばらんな数字ではありますが、基本的にデータセンターのような施設を、この立地奨励金の制度というようなことも含めて5年間でどのぐらいの税収があるかというふうに見込んだ数字でございまして、5年間で1棟当たり50億円以上の納税だというふうに考えました。もちろん正確に言いますと、償却資産などによる税が少し減っていくというようなこともありますけれども、平均的にはこの5年間で、平均1年間10億円というふうな形で試算をしたというようなものでございます。

また、本市において一つのウイークポイントでありました高圧電流からの引込みに関しては、非常にコストがかかるというようなことを踏まえまして、他の自治体より優位な助成制度が必要というように考えて、10億円というふうにさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第46号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第59号 財産の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第59号 財産の処分について、議案書及び議案説明書に基づき説明いたします。議案書は163ページ、議案説明書、今度は（その2）になりますが、議案説明書（その2）は124ページから134ページまでとなります。

初めに、議案説明書（その2）から説明いたしますので、124ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市吹上町地内の土地をN T Tグローバルデータセンター株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号、この規定によりまして議会の議決をいただきたいというようなものでございます。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

また、133ページ、これが位置図、134ページが分譲の区画図となっております。

続きまして、議案書の163ページのほうをお開き願います。それでは、財産の処分の内容についてご説明いたします。1、財産の表示につきましては、種別は土地、地目は宅地、田、畑、雑種地でございます。面積は、5万7,149.34平米となっております。所在は、栃木市吹上町字芝原924番地他167筆でございます。

2、売却の方法は、随意契約による売却。

3、売却予定価格は、13億2,472万1,699円でございます。

4、売却相手でございますが、東京都千代田区大手町二丁目3番1号、N T Tグローバルデータセンター株式会社、代表取締役社長、鈴木康雄でございます。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありますか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 1つ伺いたいと思います。随意契約ということなのですが、これはこの契約の方法の一つに入っているかと思っておりますけれども、主にこの随意契約にした理由というもの

はどのようなものか教えてください。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 今回は公募という方法で、企業の立地については募集をさせていただいたというようなことでございます。その中で、今回は1者というようなことでございますけれども、それについてはきちんと審査会を経まして、この企業に決めさせていただいた。その企業との直接的な契約ということで、随意契約というふうな形になった、そういうことでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 細かいことになりますけれども、NTTグローバルデータセンター株式会社、これの資本金等、社員数とか、そういった企業の情報が分かりましたら教えてください。

〔「少々お待ちください」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） お待たせいたしました。資本金でございますけれども、72億5,000万円というふうになっております。社員数については、ちょっとこちらのほうデータがございませんので、お答えのほうは控えさせていただきます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第15号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

渡辺教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺智恵子君） ただいまご上程いただきました議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）のうち、所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、6款1項農業費について説明いたします。恐れ入りますが、予算書の90、91ページをお開きください。1目農業委員会費につきましてご説明いたします。補正額は125万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。農業委員会人件費につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の今年度の農地集積、遊休農地の解消等の活動実績に対して交付金の見込額が判明したため、農業委員の成果に対する報酬を減額するものでございます。

2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は520万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた時間外勤務手当に不足額が生じたこと、及び人員配置により社会保険料に不用額が見込まれるため、職員手当等を補正するものであります。

次に、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は4,806万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。人・農地プラン推進事業費につきましては、農地中間管理機構を活用した一定の農地貸借の取組に対して支払われます機構集積協力金について、交付対象となる取組がなかったことから減額するものであります。

次に、4目農地費につきましてご説明いたします。補正額は1億173万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。防災重点農業用ため池整備事業委託費につきましては、当初7か所で防災工事実施計画の策定を予定していましたが、国の補正予算の前倒しにより、令和5年度中に2か所の着手ができたため、策定箇所が予定より少なくなったことから委託費の一部を減額するものと、防災工事詳細設計業務委託に係る国の予算が補正により前倒しされたことに伴い、同委託費を増額するものと相殺した結果、4万4,000円を増額するものであります。

次の排水事業維持管理補助金につきましては、藤岡地域の3か所の排水機場を適正に運転するための補助金で、8月から9月にかけての豪雨により動力費及び人件費が増加したため、同補助金を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費につきましては、県の補助金を活用し、土地改良区が実施する農業用水利施設の改修工事等を支援するため、同補助金を増額するものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施する石川排水機場の更新工事において、国の補正予算の前倒しによる事業費の増加に伴い、市の負担金を増額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、各土地改良区の電気使用料確定に伴い補助額を精査した結果、同補助金を減額するものであります。

次に、6目道の駅費につきましてご説明いたします。補正額は1,367万3,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。道の駅にしかた管理運営費及び道の駅みかも管理運営費につきましては、ともに電気自動車用の急速充電器について、キャッシュレス対応など利便性向上のための入替え工事を見込んでおりましたが、当初の見込みより低コストで導入可能な事業提案があり、入替え工事の執行を見合わせたことから減額するものであります。

続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。92ページ、93ページをお開きください。補正額は4,155万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。森林経営管理事業費につきましては、事業対象森林の変更により計画作成面積が減少したため、森林経営管理権集積計画作成業務委託料を減額するものであります。また、市による管理を想定していた森林を現地精査した結果、林業経営者による経営管理が適していることが判明したため、森林経営管理間伐業務委託料を減額するものであります。

次のナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、国県の補助を活用し、ナラ枯れの被害拡大を防止するもので、国県補助金が当初の見込みを下回ったため、被害木のくん蒸等委託料及び森林所有者が行う伐倒駆除を支援するための補助金を減額するものであります。

続きまして、7款1項商工費について説明いたします。94ページ、95ページをお開きください。1目商工総務費につきましてご説明いたします。補正額は600万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。会計年度任用職員共済費の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため、補正するものであります。

以下、職員人件費及び会計年度任用職員共済費につきましては、同様の理由及び人員配置により共済費について不用額が見込まれるため、職員の手当等を補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は3,336万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中小企業融資保証事業費につきましては、制度融資の申込みが当初予定していた件数を上回り、中小企業向け資金融資信用保証料補助金等が不足するため、増額するものであります。

次の企業立地促進事業費につきましては、立地奨励金の執行残を減額するものであります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は2億4,226万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金につきましては、職員の給与等及び同負担金、土地購入費、補償金について不用額が見込まれることから、特別会計への繰出金を減額するものであります。

次のインター周辺開発事業費につきましては、業務内容を精査したことに伴い、ボーリング調査

等業務委託料の執行残を減額するものであります。

続きまして、10款1項教育総務費についてご説明いたします。106、107ページをお開きください。3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は2,868万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。篤志奨学金給付事業費につきましては、とちぎ吾一奨学金の利用が6名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから、奨学生への給付金を減額するものであります。

次の篤志奨学基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金及びとちぎ吾一奨学金に対する寄附金の増額に伴い、基金への積立金を増額するものであります。

次の義務教育施設整備基金積立金につきましては、財源のうちのふるさと応援寄附金及び学校施設費寄附金の増額に伴い、基金への積立金を増額するものであります。

次に、4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は303万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。学校給食調理業務民間委託費につきましては、寺尾小コース配送業務委託の執行残及び西方小コース配送業務委託の執行残を減額するものであります。

次の学校給食調理場設備更新事業費につきましては、大平学校給食センターヒートポンプ給湯カスケードユニット更新工事の執行残を減額するものであります。

続きまして、2款1目学校管理費につきましてご説明いたします。108、109ページをお開きください。補正額は3,854万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校運営費につきましては、小学校の電気料及び水道料について不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は471万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校就学援助事業費につきましては、就学援助認定者が当初の見込みを下回ったことから、扶助費を減額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,789万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校施設整備事業費につきましては、国の令和6年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、静和小学校空調設備整備工事費、工事監理業務委託料及び再積算業務委託料を増額するものであります。

次の小学校給排水設備整備事業費につきましては、三鴨小学校の受水槽等改修工事費の執行残を減額するものであります。

続きまして、3項中学校費につきましてご説明いたします。110、111ページをお開きください。1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は2,607万2,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校運営費につきましては、中学校の電気料及び水道料について不用額が見込まれるため、光熱水費を減額するものであります。

次に、2目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は178万9,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校就学援助事業費につきましては、就学援助認定者が当初の見込

みを下回ったことから、扶助費を減額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1億2,037万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。中学校施設整備事業費につきましては、国の令和6年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、吹上中学校空調設備工事費、工事監理業務委託料及び再積算業務委託料を増額するものであります。

次の中学校設備省エネ化推進事業費につきましては、国の令和6年度一般会計第1次補正予算による学校施設環境改善交付金の事業採択を受けたため、栃木東中学校空調設備工事費、工事監理業務委託料及び再積算業務委託料を増額するものであります。

続きまして、4項社会教育費につきましてご説明いたします。112、113ページをお開きください。2目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は292万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金が当初の見込みより増加したため、積立金を増額するものであります。

次に、3目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は505万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2事業目のふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金及び文化振興費寄附金の増額に伴い、基金への積立金を増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、予算書54、55ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,975万3,000円の増額であります。2節小学校費補助金の説明欄、へき地児童生徒援助費等補助金につきましては、小野寺小学校スクールバスの運行経費に対する国庫補助金の交付決定額の変更により増額するものであります。

次の57ページを御覧ください。学校施設環境改善交付金につきましては、静和小学校空調設備整備工事に対する交付金であります。

3節中学校費補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金につきましては、吹上中学校空調設備工事及び栃木東中学校空調設備更新工事に対する交付金であります。

次のへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、藤岡中学校スクールバスの運行経費に対する国庫補助金の交付決定額の変更により増額するものであります。

続きまして、補正予算書の58、59ページをお開きください。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は8,507万3,000円の減額であります。1節農業費補助金の説明欄、人・農地プラン推進事業費補助金につきましては、機構集積協力金の対象となる農地中間管理機構を活用した農地の貸し借りがなかったことによる県補助金の減額であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業に対する県の補助金であり、

補助申請額に基づき、本補助金を増額するものであります。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金につきましては、防災重点農業用ため池の防災工事実施計画策定に係る補助金で、前年度からの前倒しにより対象箇所が減少したため、本補助金を減額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、土地改良区等が使用した電気料高騰分に対する国の10分の10の補助金で、交付決定額に基づき、本補助金を減額するものであります。

次の農村地域防災減災事業費補助金につきましては、防災重点農業用ため池の防災工事詳細設計に係る補助金で、国の補正予算により令和7年度の事業の一部を前倒しで割当てになることに伴い、本補助金を増額するものであります。

2節林業費補助金の説明欄、ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金につきましては、県からの割当てが確定したことにより、本補助金を減額するものであります。

続きまして、補正予算書の60、61ページをお開きください。18款1項7目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は1,537万円の増額であります。1節教育総務費寄附金につきましては、とちぎ吾一奨学金に対する寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

2節学校施設費寄附金につきましては、学校施設整備を目的とした寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

3節社会教育費寄附金の説明欄、文化振興費寄附金につきましては、文化の振興を目的とした寄附の申出があったため、寄附金を増額するものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。19款2項19目篤志奨学基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は180万円の減額でありまして、とちぎ吾一奨学金の利用者が6名にとどまり、当初の見込みを下回ったことから減額するものであります。

続きまして、21款4項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は4,088万7,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。4項目め、損失補償回収金（商工振興課）につきましては、制度融資に係る損失補償回収金が当初の見込みを上回ることから増額するものであります。

恐れ入りますが、65ページを御覧ください。指定管理者市納入金等（農業振興課）につきましては、道の駅にしかた及び道の駅みかもの電気自動車用の急速充電器の入替え工事の執行を見合わせたことにより、充電インフラ整備補助金を減額するものであります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、継続費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）についてご説明いたします。上から2事業目、10款教育費、文化会館施設改修事業につきましては、岩舟文化会館中ホール改修工事監理業務において、履行期間が令和7年8月までのため、本年度は成果物がなく、前払金のみの支出となることから、補正前の令和6年度及び令和7年度の年割額を補正後のとおり変更させていただくものであります。

す。なお、総額は変更ありません。

続きまして、繰越明許費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の9ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正（追加）についてご説明いたします。上から7事業目、6款農林水産業費、1項農業費、農業生産振興事業補助金につきましては、既存施設の増築、改修等を行うことにより、管理・運営、利用等を効率化する取組を支援する国庫補助事業、新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用した取組について、交付決定時期との兼ね合いから年度内の完了が困難と判断したため、繰越しをするものであります。

次の防災重点農業用ため池整備事業委託につきましては、国の補正予算により令和7年度の事業の一部を前倒しして実施する2か所の防災工事に係る詳細設計業務について、年度内の業務完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

次の県単独農業農村整備事業につきましては、土地改良区が実施する農業用水利施設の工事の一部において、年度内の業務完了が見込めないため、団体営土地改良事業補助金を繰越しするものであります。

次の農地耕作条件改善事業につきましては、部屋南部地区における農業用排水路改修工事について、年度内の工事完了が見込めないため、繰越しをするものであります。

続きまして、補正予算書の10ページをお開きください。上から11事業目、10款教育費、2項小学校費、小学校施設整備事業につきましては、静和小学校空調設備整備工事が国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であること、並びに受変電設備周囲転落防止柵設置工事及び低濃度PCB含有設備更新工事が、資材や機器等の納期に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の小学校屋内運動場改修事業につきましては、真名子小学校屋内運動場屋根改修工事が設計業務に時間を要したことから、年度内完了が困難であると判断したため繰越しをするものであります。

次の3項中学校費、中学校施設整備事業につきましては、吹上中学校空調設備工事が、国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であること、並びに受変電設備周囲転落防止柵設置工事及び低濃度PCB含有設備更新工事が、資材や機器等の納期に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰越しをするものであります。

次の中学校設備省エネ化推進事業につきましては、栃木東中学校空調設備更新工事が、国庫補助の前倒しに伴い、今回の補正予算に計上させていただいたものでありまして、年度内完了が困難であると判断したため、繰越しをするものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 95ページなのですが、中小企業融資保証事業費、これは制度融資の申込みが多かったということで補正を組むというご説明だったのですが、当初の見込みと現在の申込みの状況につきましてご説明をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 当初の見込みですけれども、当初は市町村特別保証制度負担金につきまして679万7,000円、中小企業向け資金融資信用保証料補助金につきましては6,320万2,000円を見込んでいたところですが、12月時点におきまして、負担金のほうにつきましては679万7,000円の予定のところ475万6,000円が既に支出済みとなりまして、見込みとしましてはさらに260万円以上が見込まれるというところで、負担金としては58万2,000円の増額をさせていただくところです。

補助金につきましては、12月末時点で支出が4,824万7,000円ございまして、さらに残りの3か月で3,000万円ほどあるのではないかと。決算期が近いということで増えるという見込みで、補正額を1,504万5,000円増額させていただくものであります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この市の制度融資の信用保証協会への保証料の補助金のほうなのですが、これだけ市の制度融資が活用されているというところなのですが、市の制度融資メニューがありまして、設備も含めて、また運転資金、そういったものもいろいろあるわけなのですが、どのメニューが利用が多かったのか、その辺ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 制度融資幾つか資金としてメニューがございますけれども、5つほどあるのですが、その中で特に顕著に利用が伸びているものにつきましては、中小企業設備合理化資金、それと中小企業経営安定資金、この2つが特に利用が伸びているものでございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 93ページのナラ枯れの被害ということで、この数字というのは緊急を要しないのか、それともナラ枯れが落ち着いてきたのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） ナラ枯れの被害につきましては、今年度の調査では被害本数が約5,700本、昨年度と比較して、依然と被害が続いているような状況でございます。ただ、被害について、県内でも県南から一応県の西側のほうに拡大している状況で、市としましては緊急に対策していきたいというところはあるのですが、国の補助金、県の補助金等に併せて現在対策をしているような状況でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 91ページ、道の駅にしかた管理運営費と道の駅みかも管理運営費なのですが、この減額、これ多分歳入でもちょっと減額補正になっていたかと思うのですが、これ先ほどの説明ですと電気自動車、EV対応の機器をちょっと見直した結果、安い部分が出てきたということで減額されたということなのですが、その詳細をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現行ですと、道の駅みかもとにしかたに、それぞれ1台ずつついているものがございます。こちらにつきましては、にしかたが平成26年、みかもについては平成25年に設置したものでございます。施設の老朽というのがありますが、今の時代というのですか、キャッシュレスに対応したり、24時間対応できるようなものではありませんので、入替えをしたいというところでございます。

歳入のほうにもちょっとお話をしたのですが、国の補助金を活用して、令和6年度当初の予定では市のほうで施設を買って設置するというような計画で進めておりましたが、事業者のほうから市のほうで施設を持つのではなくて、場所を貸すことによって、事業者がその利益と費用のほうを相殺して、市のほうで施設を持たなくても使えるというような提案がありました。もちろん国のほうの国庫補助の採択が条件になるのですが、そのような市のほうで負担がなくても、実際は施設使用料の部分を減額というか、免除するような相殺という形にはなるのですが、当初設置費用とランニングコストのほう、市のほうがかからないというような提案をいただいた事業の方がありましたので、昨年国のほうの補助の採択、不採択の関係もあったのですが、令和7年度に持ち越すという形で、新たな事業としてやるというような形で、令和6年度については見送ったというところになります。ですので、令和7年度には、市の予算としては計上しておりません。そのようなことになります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ちょっと関連して確認をしますが、そうしますと道の駅を利用してくださった方たちの売上げから出た利益をこちらに運用したというか、供出したという意味ですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 少し現在の利用状況についてお話をしますと、市のほうで施設を持っておりますので、当初の施設費がかかっておりました。それと、電気料が今施設持ちになっております。あと、メンテナンス費用がもちろんかかっております。そのものは、両者とも指定管理者でありますので、指定管理料のほうに乗せているような形で、逆に利用料というのが市のほうの収入として現在上がっております。今度更新する場合につきましては、利用料自体は市ではなくて事業者のほうに行くと。事業自体を業者をお願いをするという形で、市自体は施設の場所を貸すというような形になりますので、市とすると収入の部分が減る。歳入の部分では収入が減りますけれども、機器の導入費用であったりランニングコスト、これはちょっと売上げで、みかもとにしかたで売上げ見込みの差がありますので、多少にしかたのほうは少し市のほうで委託料という形で出す可能性もありますが、そういった形で相殺をするというような仕組みになっています。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ちょっとしつこいようなのですが、その充電器を使った、それで完結しているわけですね。ほかに野菜を買った人の益金とか、全体の利益の中から出しているという意味ではなくて、その充電器の利用料を払った益金の中から出すと、こういうことですね。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） おっしゃるとおりです。もうその施設だけの完結という形で、指定管理料についても別途でやっております。指定管理料、現在もそうですけれども、翌年はそれを精査して、道の駅自体の本来のところとは別というような形になります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 95ページ、栃木インター西産業団地特別会計繰出金なのですが、これは不用額の項目ですか、人件費等はあったのですが、三、四項目あったかと思うのですが、その項目の内容と金額等を教えていただければと思います。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） これにつきましては、次の特別会計の補正ともちょっと関係するものでございますけれども、1つは造成関係の経費というようなことで227万円、そのほか公債費、いわゆる起債、それと利子、これのほうは、こちらについてが約2億3,000万円。こちらのほうを特別会計のほうで、今回売却益等に絡む部分で、この辺りが全て支払いができてしまうというようなことになりましたので、この辺が特別会計のほうで不用になるというようなことから、一般会計からの特別会計への繰出金、これはその分減額をするというようなものになっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 91ページの人・農地プラン推進事業費ということで、対象の事業がなかったということなのですが、財源内訳のほうで県支出金のほうが5,800万円減額で、一般財源のほうで1,000万円近く支出というふうになっているのですが、ここをちょっと詳しく教えてください。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） こちら人・農地プランの推進事業費ですが、内容は説明させていただいたとおり、機構集積協力金というような形になっております。事業内容ということでよろしいですか。

〔「一般財源が」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） マイクをお願いします。

○副委員長（雨宮茂樹君） 一般財源が増えたというか、県の支出金は減って一般財源を増額というところの要因を。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） こちらにつきましては、人・農地プラン、機構集積協力金につきましては国庫補助事業という形になっておりますが、実は歳出のほうで説明したとおり、支出のほうでゼロという形にはなっております。ただ、実は補正予算編成時に同じ6款1項3目で農業生産振興事業補助金、こちら国庫補助事業なのですが、そちらのほうで増額というような形になっているのですが、そちらのほうの不足が見込まれたところがありまして、財政課のほうと協議をいたしまして、同じ国庫補助事業というところで、その見込額を流用財源としてちょっと残しておいたと、歳入のほうは残したというようなことになっております。

ですので、実際はかかった分が歳入として国庫のほうで来ることになりますので、同額になるところなのですが、実は別の国庫補助事業で今後採択になる補助金が見込みがありまして、その財源というか、予算上の確保で少し残させていただいたというような形になっていますので、ちょっと歳入と歳出のずれが生じます。そちらのほうも採択が、実際はまだ決まっていないところですので、そんな状況にはなっておりますが、ちょっと額的には合っていないような形になりますが、市の財政上のやり方というか、そういうところでずれているような形になっています。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第20号 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第20号 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書33ページのほうをお開き願います。令和6年度栃木市の栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25億4,248万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,445万9,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというものでございます。

次に、34、35ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。34ページが歳入、35ページが歳出となっております。

続きまして、36ページをお開きください。第2表、地方債補正（変更）となっております。本表は、上の段が補正前、下の段が補正後となっており、起債の限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はありません。

ページが飛びますが、220、221ページをお開き願います。220ページ、3、歳出についてご説明

いたします。1 款 1 項 1 目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は9,888万5,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1 段目の職員人件費につきましては、総務人事課所管であります。当初見込んでいた職員の給料及び時間外勤務手当等について不用額が見込まれるため、減額をするものであります。

2 段目の栃木インター西産業団地造成事業費につきまして、まず委託料ですが、当初予定しておりました業務を精査し、業務の一部を委託しなかったことにより執行残が生じたため、減額をするものであります。

次に、工事請負費ですが、当初予定しておりました造成工事の一部を前年度、令和5年度のほうに実施できたということから執行残が生じたため、減額するものであります。

また、土地購入費につきましては、これについては用地交渉に時間がかかっておりまして、年度内の用地買収が完了しなかったことから執行残が生じるため、減額をするものであります。

負担金につきましては、上下水道工事に係る入札差金により執行残が生じたため、減額するものでございます。

補償金につきましては、用地交渉に時間がかかっていることにより、年度内の物件移転が完了しなかったことから執行残が生じまして、減額するものでございます。

続きまして、2 款 1 項公債費について説明いたします。222ページ、223ページのほうをお開き願います。1 目元金につきましてご説明いたします。補正額は24億4,700万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。市債償還元金につきましては、栃木インター産業団地の進出企業がこのたび内定したこと、これに伴いまして土地売却、土地売却収入が見込まれることから、借入金を繰上償還できるため増額するものであります。

2 目利子につきましてご説明いたします。補正額は29万4,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。一時借入金、借入金利子につきましては、不用となる見込みが立ったことから減額をするものであります。

続いて、3 款 1 項基金積立金につきましてご説明いたします。予算書の224、225ページのほうをお開き願います。1 目基金積立金につきましてご説明いたします。補正額は1 億9,466万5,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地事業積立金につきましては、栃木インター産業団地の進出企業内定に伴い土地売却収入が見込まれますが、売却収入を今年度、令和6年度の事業費及び今まで銀行から借り入れた借入金の繰上償還に充てても、収益がなお生じるといような状況でございます。この収益を基金に積み立てるため、増額をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書218、219ページのほうをお開き願います。2 款 1 項 1 目不動産売却収入につきましてご説明いたします。補正額は32億3,514万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1 節土地売却収入の説明欄、産業団地分譲収入につきましては、栃木インター産業団地の進出企業が2 社内定したことに伴い土地売却

払収入が見込まれるため、増額をするものであります。

続きまして、3款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明いたします。補正額は2億3,526万1,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1節一般会計繰入金の説明欄、一般会計繰入金につきましては、一般会計から繰入金の減額が生じるため、同様減額を行うものであります。

続きまして、6款1項1目土木債につきましてご説明いたします。補正額は4億5,740万円減額であります。右の説明欄を御覧ください。1節地域開発事業債の説明欄、地域開発事業債につきましては、栃木インター産業団地の進出企業が内定したこと、これに伴いまして土地売払収入が見込まれるため、地方債を減額するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第2号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 221ページの16節、これ説明できる範囲で結構なのですが、場所的なものが説明が可能であれば。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） すみません。16節の部分ですね。これは、現在現場のほうに残っています家が建っている場所でございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ここに土地代というのが書いてあるのですが、家屋というのはまた別なのですか。

○委員長（福富善明君） 上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） こちらにつきましては21節のほうで、補償金のほうで対応するというふうな形になっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時31分）